

陶 弘護と三人の遺児

播 磨 定 男

はじめに

大内氏の重臣陶氏の系図は『山口県文化史年表』（昭和三十一年）をはじめ『徳山市史』（同三十一年・同五十九年改訂増補）など、陶氏とかわりをもつ市町村史に広く掲載されているが、これらは近藤清石『大内氏実録』（明治十八年）所収の「大内系図」や御蘭生翁甫『新撰大内氏系図』（近世防長諸家系図綜覧）付録・昭和四十一年）に依拠しており、大内氏主従の系図研究に占める近藤、御蘭生両氏の比重は今日尚も極めて大きいと言わねばならない。

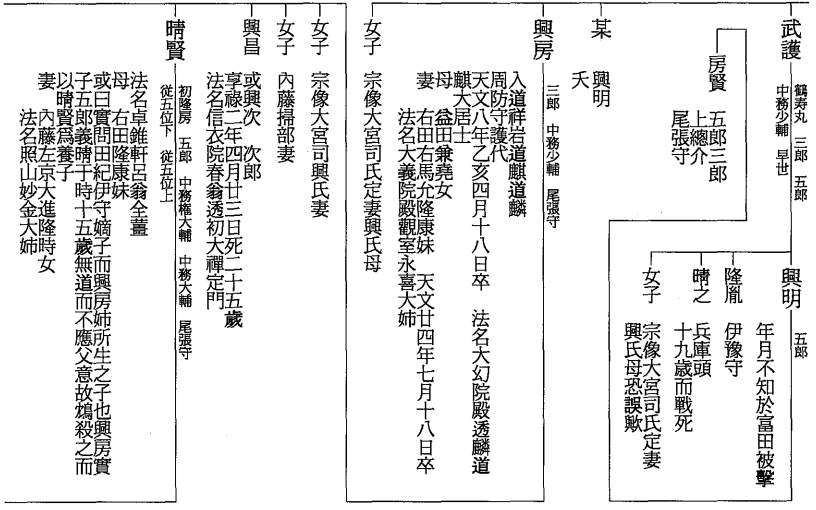
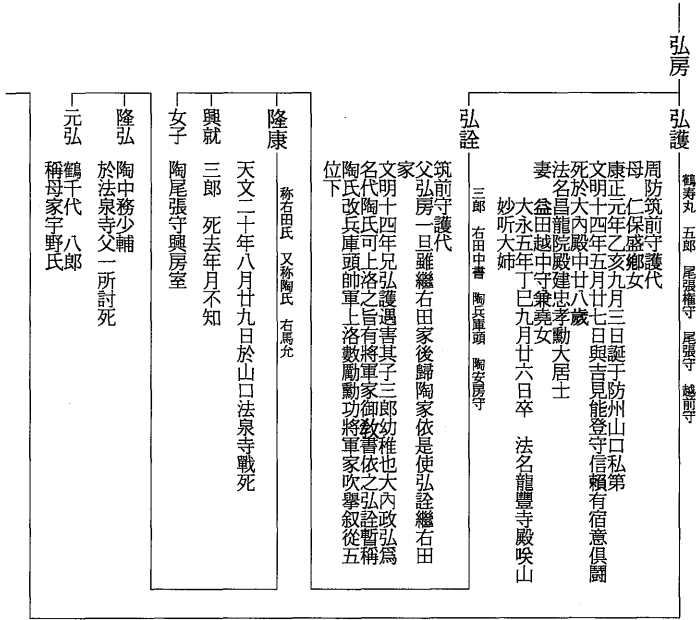
近藤清石は世間に伝来流布する大内氏宗支系図が、甚だ誤謬と杜撰なるを慨してその改訂に着手されたが、系図に記された各事項の真偽は写本の比較や校合だけでは得られない。これにかかわる諸史料によつて闡明・査覈することが不可欠で、両先学の努力もまさにこの点の究明にあり、その成果は活字となつて世間に流布し、一般に享受されていることも前述の如くである。

ところが、大内氏宗支系図は最初から善本が無く不完全なものから出発していることも事実である。御蘭生の言葉を借りれば、大内氏は古代から中世にかけて周防国に君臨した名族巨室であるにも拘らず、「其の系図に至つては殆ど杜撰なるものばかりである」ために、その改訂作業には自ずから限界が存することも否めない。大内氏宗家のこと

は暫く措いて本題の陶氏系図について言えば、初代弘賢を右田盛俊の二男とするか、あるいは盛俊の息子弘俊の二男とするか未だ一定していない。また、初代弘賢から晴賢までの家督の順序、兄弟間の輩行などにも疑問点が多い。因みに、本稿で取り扱う陶弘護と遺児三人〔1〕に関して前述の『新撰大内氏系図』からその要領部分を摘出すると、次頁のようになる。〔2〕

これに依れば、弘護の遺児三人のうち長兄の武護と二男の某（興明）は「早世」あるいは「夭」（夭折）したために、三男の興房が陶氏を継嗣したものと解される。ところが、武護は早世したにも拘らず彼の下には子供四人の名前を配している。また、武護が実名を名乗り「中務少輔」の官途名を得ていることも「早世」とは相容れない記述と言えよう。さらに、二男の興明を「夭」と記す一方で、武護の長男に同じ人名を配すなど、右の系図には不可解なことが多い。ただし翻って考えると、こうした系図上の疑問点は、その背後に潜む複雑な事情や事件の存在を窺わせる。つまり、弘護の死去後未だ若年の遺児たちが、大内氏家中の揉め事に巻き込まれていった可能性も存するのである。果たして弘護の遺児三人が遭遇した事件とは何か。また、この事件を明らかにすることによって、陶氏の家督相続が通説の如く弘護から興房へ平穩無難には成されていない事実も指摘したい。大方のご批正を賜れば幸甚である。

陶 氏 系 図 (抄)



一 陶弘護の急死

(1) 「陶弘護肖像賛」の記述

良質なもののすくない陶氏関連史料の中にあつて、識者が信頼できるものの第一に挙げるのが右の標題史料である。これは弘護没後二年目の文明十六年（一四八四）に、この時すでに完成していた彼の肖像画に惟參周省が賛を添えたもので、周省は山口の保壽寺梵顯癡鈍の鉗鎚を受けて師跡を嗣ぎ、岩国の永興寺任職なども務めた高僧である。³大内氏の信任帰依極めて篤く、主従との交流も頻繁であつたことから、彼の記した「陶弘護肖像賛」は極めて信憑性の高い同時代史料と言えるのである。

弘護の肖像賛には大内氏の来歴に続けて、その分脈である陶氏の系譜を記し、陶氏は二代弘政が吉敷郡陶村から都濃郡富田保に移つたこと、弘政の子弘長以後の当主は大内氏政権の中枢に位置し、長門・周防などの守護代を歴任してきたことなど、後代の陶氏系図作成に資する事柄が略述されている。

弘護については当然ながら記述が詳細で、彼は父弘房の息男として康正元年（一四五五）九月三日に山口の私第で生まれている。幼名は鶴壽丸、通称を五郎と言ひ、文明元年（一四六九）十五歳で加冠、主君大内政弘の偏諱を受けて弘護と称した。同二年十六歳で周防守護代となつて大内氏政権の中枢に関与、同年政弘の伯父大内教幸の叛乱に誘われたがこれに従わず、翌年教幸を滅ぼした。また、同九年政弘が京都より帰国すると弘護は留守中の功を讃えられ、これより日常座臥君側に侍すると共に、翌十年には筑前守護代として少弐氏征伐に従つた。

しかし、同十四年五月石見国津和野の吉見信頼が山口に大内氏を訪ねた際、異変が生じた。政弘は宴を設けて諸將を饗したが、その席上で弘護と信頼の間に隙を生じ、両者ともに死去するという事態を招いた。この時弘護は二十八

歳であつた。政弘は痛くその死を惜しみ、世人も彼の驍勇を慕い、忠義に感じない者はなかつたと記されている。



陶 弘護像

陶弘護の最期について肖像賛は深く言及していないが、『蔭涼軒日録』長享三年（一四八九）正月三十日の条には、^⑤「先年於大内之第有酒宴、吉見三郎殿廿一歳殺陶中書、内藤弾正當座殺吉見云々」と、その場の様子を詳しく伝えている。通説では弘護が信頼を刺した後で自分も相手に刺されて死んだように伝えられているが、^⑥右の史料は先に刺されたのは弘護であり、信頼は弘護を刺した後内藤弘矩に討たれたと、通説とは異なる事実を伝えている。また、両者が対立するに至つた原因については『萩藩閥閥録』所収の「上領氏家譜」に、次のような記事が収められている。^⑦

文明十四年五月廿一日、吉見信頼防州山口陶中務少輔弘護押寄宿所、討果弘護、意趣ハ弘護領地之隣境を諍ひ或及合戦或及諍論、故弘護、信頼謀叛之由を披露大内家、信頼居城石州一本松之城江従大内差向検使糺實否、信頼全無謀叛之意、仍不及子細、此外信頼被恨弘護事多、因茲散鬱憤、此時信貞従軍して文明十四年五月廿一

日戦死

文明十四年（一四八二）五月二十七日の山口における異変は、陶氏と吉見氏の長年に亘る所領紛争が原因であった。陶氏は周防国富田保の地頭職に補任されてこの地を本拠としたが、次第に周辺の公領や私領を浸蝕し、佐波郡得地（徳地）辺の領有をめぐって吉見氏と対立に至ったものと考えられる。右の事件発生の直後大内政弘は吉見氏の討伐に兵を出し、陶氏の親類や家臣たちは政弘が兵を引いた後も吉見氏の所領内で混乱行為をしたので、吉見氏が幕府に訴え出るといふ一幕もあった。⁸

(2) 右田弘詮の後見

「陶弘護肖像贊」の末尾には「娶石之益田藤氏、産三男一女、家奉而戸亨」と記している。弘護の室は石見国益田の七尾城を本拠とした益田兼堯の娘で、二人の間には男子三人、女子一人の子供がいた。名前などの具体的なことは何も記していないが、男子三人については「末武本大内氏系図」⁹に、武護・興明・興房の名前を宛てている。後に作成された「陶氏系図」がこれらの史料に依拠し、その後の研究によって兄弟間の輩行や受領・官途名などが追加され今日に至っていることは言うまでもない。

ところで、文明十四年に弘護は二十八歳で急死したから遺された三男一女の子供たちは未だ幼少であったと思われる。陶氏の当主弘護が死去した後陶氏はどうなったか、そのことを知らせるのが次の大内政弘書状である。¹⁰

弘護事旨儀有之、与吉見相果、是以對當家忠義之段更々無是非候、不慮之事出來、口惜残念無申計候、因茲其境宰府彌堅固可爲了簡候、弘護所領對子息安堵之儀者、從是以使可申入候、其元無異儀候様ニ才判尤候、謹言

(文明十四)

五月廿八日

政弘

右田弘詮陣所

弘護が不慮の死を遂げたその翌日に、大内政弘が弘護弟の右田弘詮に宛てた文書である。弘詮は父弘房と同様右田氏を継いだが、兄弘護が急死したために実家陶氏のことについて政弘から何かと相談を受けることになるのである。文書の内容は政弘が弘護の遺領を彼の子息に安堵する旨、一族の中心である弘詮に伝えたもので、陶家は弘護の遺児が受け継ぎ、彼等が成長するまでの間弘詮が後見することになるのである。陶氏系図の弘詮の項に「暫称陶氏」とあるのはまさにこの間の事情を物語っている。

(3) 武護の家督相続

大内政弘が右田弘詮に宛てた文書は右の外にもう一通存する。書記年次を欠いているがその内容から文明十五年(一四八三)に出されたもので、弘護の長男「三郎」(武護)の消息を知る上で注目される。^①

從京都公方家被成御教書、陶可差上之旨嚴重之事ニ候、三郎幼稚候条、御手前事彼方名代ニ早速被致上洛候者可爲本望候、城守警之儀者胤世可被申談候、委曲青越ニ申合候、謹言

文明十五
正月二日

政弘

右田弘詮陣所

尚く〜とかく多人數無用にて候、第一箱崎無心元候、多勢者可有遠慮候く、以上

内容は京都公方家(足利義尚)より軍勢の督促があり、陶三郎が幼少のために叔父の弘詮に陶氏名代として上洛して欲しい旨を伝えている。文中に「三郎」とあるのは弘護の長男武護のことで、武護は幼名を鶴壽丸、通称を「三郎」「五郎」と称した。^②この三郎が幼稚のため叔父弘詮の上洛を促す内容となつているが、武護はこの時点で通称名の三郎を称しているからすでに元服は済んでいたものと考えられる。一般に男子の元服は五、六歳から二十歳ぐらいの間に行われるから、^③実年齢は確定できないが三男一女の長兄ということから推定して十二、三歳には達していたのでは

あるまいか。したがって、右の「三郎幼稚」の解釈は武護が年齢的に幼児・幼少ということではなく、元服後ではあるが未だ軍勢を引き連れて上洛するまでには至っていないと解すべきであろう。

この武護が「中務少輔」を名乗り、陶氏当主として活動を展開するのが五年後の長享二年（一四八八）頃からである。大内奉行衆から「陶中務少輔」宛の長享二年文書が『大内家壁書』に所収されており、また、この二年後の延徳二年（一四九〇）には、次のような文書を発給している。

富田上村内井谷稻吉名伍石地事、爲神上宮ノ坊領宛行者也、朝暮勤行可有其沙汰、然者守先例知行不可有相違状如件

延徳貳年十月十八日

中務少輔武護（花押）

神上
宮□□宗

都濃郡富田保は陶氏が二代弘政以降城を構え居館を置いた本拠地である。同保内下上村武井に鎮座する神上神社の宮ノ坊に対し、上村内の井谷稻吉名伍石の地を支給したもので、延徳二年に武護が中務少輔の官途名を有し、領内の神社へ所領を宛行っていることが重要である。

長享二年は父弘護の死から六年を経過している。父の生前に元服を終えていたことから推理すると、武護が中務少輔の官途名を称したのは十七、八歳頃であろう。したがって、前掲の「陶氏系図（抄）」に「武護早世」と注記するのは、史実と一致しないばかりか世間一般の誤解を招く要因ともなろう。右に掲げた延徳二年の宛行状などは武護が陶氏の家督保持者としての行為であり、暫くは叔父弘詮の後見を受けたとは言え、陶氏の新当主として活動する武護の存在を広く容認しなければならない。

二 武護の遁世と興明の悲運

(1) 周防富田合戦

室町時代、京都相国寺の鹿苑院蔭涼軒主の公用日記である『蔭涼軒日録』には、大内氏の京都での動静だけではない。地元周防国での出来事も散見する。その延徳四年（一四九二）七月二日の条に、「早且頭等来云、大内被官陶遁世在三天王寺云々」と、記事の簡略さとは対照的に陶氏にとつて重大な事実を伝えている。延徳四年は前述の陶中務少輔武護宛行状の発給から僅か二年後である。この間の武護の行動を確認すると、大内政弘は前年の同三年に上洛して新將軍足利義植を援けて六角氏を討ち、翌四年には嫡子義興を参陣させたりしているから、家臣の武護はこの大内氏父子のどちらかに従つて上洛したものと考えられる。したがつて、遁世したのは武護自身であり、この異変が生じたのは大内氏主従が上洛中の出来事ということになるが、このことに関連した史料は他にも存在する。例えば『晴富宿祢記』^①は、武護の遁世だけでなくその後の行動についても、次のような記事をのせている。^②

（明応四年三月二十一日）

競秀軒秀文首座大内京雜掌来臨、（中略）防州大内一族陶以前権介上洛時、在京之内令遁世、今又帰防州、舍弟五郎陶継家居兄遁世之跡之処、二月十三日為舍兄之所為、押寄舍弟当陶宅討伐之、（中略）自四五ヶ日以前風聞之間、相尋之処、今日首座来臨相語之、陶舍兄遁世僧也、名宗景云々、継家舍弟十三日討伐者陶五郎云々、（中略）宗景僧即時没落、赴高野云々

これによると、武護が遁世したのは前の記事と同様、明応四年（一四九五）の三年前すなわち延徳四年の大内権介（義興）上洛中のことであつたが、遁世の理由については依然不明である。陶家は舍兄武護に代つて舍弟の五郎が継

ぐことになったが、この五郎は弘護の遺児男三人中の二番目、すなわち興明である。ところが、明応四年二月十三日になって遁世した武護（宗景）が周防国富田に現われ、弟の興明を討伐したというのである。武護の突然の遁世も不可解であるが、これに続く武護、興明の兄弟間の対立は一層理解し難い出来事と言えよう。

戦場となった富田保下上には陶氏の居館が存するだけでなく、この戦いで死去した弟興明の供養塔も発見されている。この供養塔には「春圃英公／明應四卯乙二月十三日」とあり、興明の法名と彼が死去した年月日を記している。この紀年が右に引用した文献と内容的に一致することも、より一層史実の確かさを物語っている。尚、事件後に富田を立ち去った武護について、右の史料は紀伊高野山へ赴いたように記しているが、陶氏系図の中には武護の項に「於姫山討死」と添書したのもあつて、^②彼が事件後内藤氏を頼ったことを窺わせている。

(2) 興明の関連史料

明応四年の富田合戦で兄武護に討たれた興明について、陶氏と関連の徳山市大道理の龍豊寺には「春圃孝英大禅定門、明應四^{年乙}二月十三日、生年十九歳」と記した過去帳が残っている。^②断片的な記録ではあるがこの過去帳によると、興明は明応四年に十九歳で死去したことが知れ、逆算すると文明九年（一四七七）、父弘護二十三歳の時に誕生したことになる。

この興明が陶氏を継ぐのは勿論兄の武護が遁世したからである。この間の事情は前引の『晴富宿祢記』に詳しいので、ここでは興明が陶氏を継いだ延徳四年（一四九二）から明応四年（一四九五）までの三年間の動静を、残された関連史料によって具体的に述べることにしたい。

(A) 陶 興明文書^②

〔^{ウハ巻}益田殿御返報 興明〕

御札令拜見候畢、抑如仰旧冬者預御使僧候之間、委細申入候之處、御懇示預候、誠以畏入候、殊ニ御太刀拜領候、懇勲之至候、其已後庄内刃弥無爲之儀、千秋万歳候、猶委曲勝達坊可被仰候之間、令省略候、毎事重々可申述候、恐々謹言

(明応二)
卯月八日

(陶)
興明(花押)

益田殿

御返報

陶興明が石見の益田氏に宛てた太刀拜領の礼状である。益田氏とあるのは同氏十七代の宗兼であろう。宗兼は興明の姉妹を妻に迎えており、興明の家督相続を祝して太刀を贈つたものと考えられる。問題はこの文書の書記年次だが、兄武護の通世は延徳四年(明応元年、一四九二)であるからこの翌年の明応二年とするのが穩当であろう。前の『晴富宿祢記』に「舎弟陶継家居云々」と、陶家は通世した兄武護に代わつて弟の五郎興明が継いだことを伝えているが、右の文書はこうした史実を立証する直接の証拠と言えよう。

(B) 陶 興明文書^②

分領末武内日面寺領事、任先例寺務領掌不可有相違之状如件

明應參年五月九日

(陶)
興明(花押)

日面寺重藝

(C) 陶 興明文書^③

当寺住持職并当知行地事、任快哉院殿昌龍院殿証判之旨、寺務領掌不可有相違之状如件

明応參年九月廿日

興明 判

満願寺

右の両文書は興明が発給した寺領の安堵状である。Bは久米村東坂本旧在の曹洞宗日面寺宛、Cは富田保別所に旧在した真言宗満願寺宛のもので、共に興明が陶氏の家督を継いでいたことを証する貴重な史料である。とくにCの満願寺宛では同寺の住持職と寺領を、祖父の弘房（快哉院）や父弘護（昌龍院）の例に倣って安堵する旨を伝えている。興明は通称を「五郎」と称するだけで幼名などは不明であるが、実名の「興明」は大内義興の偏諱を受けてのものであろう。義興は武護の遁世後直ちに弟の興明を陶氏の当主に据えた。ところが、前述の如く明応四年の二月十三日、遁世して行方不明となっていた兄の武護が突然に郷里の富田に舞い戻り、弟の興明を討伐したのである。悲運の興明は弱冠十九歳でこの世を去ったことになる。

この興明について「陶氏系図」が「天」と注記するのは武護の「早世」と同様不適切であるが、「武護―興明」と両者を縦の実線で繋げるには意味があり、説明を要する。普通に解すれば武護と興明は父子の関係であるが、右に述べた如く、二人は兄弟であつても兄の武護が家を出て弟の方がその跡を継げば同じ様な系図が作成される。その場合両者が兄弟の関係にあることを告げるために〓線を引くのが系図作成の常識であるが、伝来する「陶氏系図」の写本にはそうした配慮は見られない。

問題は明治以降の後代になつて「陶氏系図」の作成が試みられた際、当然学問的に吟味されるべき事柄がそのまま看過されてきたところに存する。系図中の人名に添書された注記事項は、断片的であるがために説明が無いままでは誤解を生じるだけでなく、反対に折角注記されているにも拘らずこれが生かされないことにもなる。例えば、武護の下の興明の項に「年月不知於富田被撃」と注記してあるのは、既述の武護・興明兄弟間に勃発した富田合戦の結末を

直接に表記したものであろう。こうした注記が古写本の系図類に記されていても、この背後の史実については関心が向けられなかったために、単なる断片的な記事として看過されてきたのである。

三 幸運の興房

(1) 興房の家督相続

陶弘護の遺児三人のうち、二男の興明は明応四年（一四九五）の富田合戦で死去した。兄武護によって討たれたのである。こうした陶氏部内の内訌を主家の大内氏が黙視する筈は無く、事件発生の直後に義興は武護の追討を下命した。次の文書は義興が右の事件が発生した十日後に発給した陶武護（宗景）の追討状である。

爲陶中務入道宗景對治令進発候、即時没落無念之至候、落所未聞候、猶以隱置能美嶋候歟、可糺明候間、海上之儀別而御奔走可爲祝着候、其外彼凶徒居住之在所候者、尋求討捕候様、可被加下知之条肝要候、仍左京大夫得此旨、可申之由候、恐々謹言

（明応四年）
二月廿三日

義興 判

阿曾沼民部大輔殿

宛名の阿曾沼氏は安芸国鳥籠山城（広島市）を本拠とした小豪族で、瀬戸内海側を抑えていたから能美島辺の搜索を命じられたのである。また、武護の行方について前掲の『晴富宿祢記』には「宗景僧即時没落赴高野云々」とあり、彼は大内氏追捕の網を潜り抜けて紀伊高野山へ辿り着いたのかも知れない。そうすると彼が山口の姫山で討たれたとする前述の記録は右の事件から暫く後のこととなるが、没落後の武護の消息は依然不確かのみである。

中兄興明の死去に続く長兄武護の出奔で、陶家に残ったのは末弟の興房だけである。彼について「陶興房壽像賛」

には「弘護有三男」、其二者夭傷、居士当^レ其三、幸而繼^レ家、天與也、非^レ人謀^レ矣、其為^レ人寡言而仁義忠孝為^レ焉云々」とあるが、これは永正十年（一五一三）に龍文寺六世の春明師透が記したもので、興房が実際にいつ頃陶氏の家督を相続したかは分からない。ただ、陶氏が遭遇した不幸な事件からして興房の継嗣は急がれたであろうことは容易に想像される。しかし、明応や次の文龜年間に発給された興房文書は未だ発見されておらず、陶氏を後見してきた叔父弘詮のものが数を増している。

このことは言うまでもなく興房の年齢と無関係ではない。父弘護の没した文明十四年（一四八二）の生まれとすると、明応四年（一四九五）は興房十四歳である。この時すでに元服を済ませ実名の「興房」と通称の「三郎」を称し、陶氏の家督を相続していたとも考えられるが、これを傍証する史料を欠いていることは、元服の儀はともあれ彼の家督相続がもう少し遅れたことを示唆している。興房が発した文書として最初に確認できるのは、次の永正二年（一五〇五）のものである。

禁制 禪昌寺

右、當寺甲乙仁等濫妨狼藉事、堅被加制^{（左）}○畢、若有違犯之輩者可處嚴科之由、依仰下知如件

永正貳年二月六日

^{（陶氏宛）}
中務少輔 判

これは興房が大内義興の命を受けて、山口の小鯖にある禪昌寺に禁制を発したもので、禪昌寺側にはこれに類したものが三点保存されている。その最初は文明三年正月日付の弘護文書で、興房のものは右引用と永正拾五年十一月七日付の二点である。弘護、興房ともに周防守護代に就任しているからこれら三点をその任務遂行に伴う関連文書と解すれば、永正二年には興房が周防守護代の地位にあったことになる。また、興房が名乗る「中務少輔」は兄の武護も称したように、陶氏歴代の多くに授けられた官途名である。興房も永正年間に入ってから陶氏の新当主としてその列に席を並べるに至ったのである。

(2) 周防守護代補任

陶興房が周防守護代に補任されたことを文書の上で確認できるのは永正三年（一五〇六）からである^③。周防守護代は陶氏が五代盛政の就任以来弘房、弘護と世襲してきた地位で、弘護の死後は暫く中断したが興房代に至って漸く陶氏が回復したのである。大内義興は周防・長門・石見・安芸の中国地方に加え、北九州の豊前・筑前、それに山城の守護を兼帯し「七州の太守」とまで言われたが、この中でも周防国は大内氏歴代の本拠地であり、その守護代に陶氏が補任されたことは、同氏にとってこの上ない名誉であるばかりか、大勢の大内氏家臣団の中にあつて陶氏をその第一、大内政権の柱石と称する所以もここに存する。

そして、興房は同六年（一五〇九）に陶氏がこれまで本拠としてきた富田保の地頭職預状を東大寺に提出した。防府上司家に伝えられたこの時の興房文書は、次の如くである^④。

預申、東大寺領周防国富田保地頭職事

右、當保者東大寺修造要脚也、依嚴密御沙汰所_レ有_二一圓遵行_一也、而就_二歎申_一所_レ被_レ給也、仍可_レ辨_二濟年貢_一條之事

一、雖_レ爲_二當保土貢拔群之地_一、近年令_レ減少之間、每年地頭得分米伍百石分、自_レ當年_一無_二未進懈怠_一、可_レ致_二其沙汰_一事

一、干水風損並臨時課役・萬雜公事・軍役等雖_レ出來、以_レ此得分之内、不_レ可_レ申_二立用_一之、但天下平均大損亡時者、可_レ被_レ遂_二檢見_一事

一、年貢運送時者、十一二兩月中、國庁納所可_レ送渡_二候事_一

以前条々如_レ斯、若_レ此分雖_レ爲_二一事_一有_二違変_一者、一同被_レ召_二上當保下地_一之時、不_レ可_レ申_二一言之子細_一、若_レ致_二違

乱煩者、被_レ申_二公方_一、於_二自余所帶之地_一、可_レ被_二召放_一、若此条偽申者、奉始_二梵天帝釈・四天王_一、日本國中大小神祇、殊者大仏八幡並當家氏神等御罰可蒙、仍爲_二後日_一預申状如_レ件

永正六年九月五日

中務小輔興房 判

周防国は源平合戦で焼失した東大寺再建の際、その造営料国に指定されて以来東大寺と関りを持つてきたが、東大寺は永正五年の足利義植の將軍復職と大内義興の管領代就任を契機に、国衙領の総還付を要求してきたのである。その結果周防国では全体で三四カ所の返還がなされた³³。しかし、この後も現地で国衙領を支配し年貢課役の徴収に当たるのは保司や地頭であるから、彼等を罷免することはできず、したがって、右のような業務の遂行を誓約させた預状を書かせ、実質的にはそれまでの地頭職を再補任することとなったのである。

さらに、興房は同八年（一五一二）九月頃に父弘護と同じ「尾張守」の受領名を拝任している。したがって、これ以降はそれまでの「中務少輔」に代えて尾張守を称することになるが、その初見は次の文書である³⁴。

在京馳走、剩有調儀、至丹波国下向之處、遂供奉之、去月廿四日歸洛船岡山合戦之時、於陶尾張守興房一所太刀

討分捕^一_{本郷宮内大輔}并被切疵右腕矢疵^二_{左足}之次第、注進一見了、感悅非一之、仍爲忠賞、令吹拳左衛門尉者也、彌

可抽忠節之状如件

永正八年九月廿三日

大内義興 判

（内藤興盛宛）

これは同八年八月二十四日、京都船岡山（京都市北区）に陣した細川澄元・同政賢・同元常の兵を足利義尹（義植）・細川高国・大内義興の兵が攻め破った時のもので、陶興房は大内軍の前駆として出陣、内藤左衛門尉（興盛）の活躍について興房が大内義興に注進し、右の感状の発給に至ったのである。興房の尾張守叙爵も実は右の合戦時の活躍によることはこの二年後の同十年に記された興房の壽像贊によって明らかである³⁵。しかし、史料の中にはこれより五年

前の永正三年にすでに興房が尾張守を称していたとするものもある。それは「平賀九郎兵衛家文書」所収の大内義興文書⁽²⁸⁾で、これには次のようなことが記されている。

御出陣之由陶尾張守注進候、御馳走祝着候、彌入魂可爲肝要候、委細陶可申候、恐々謹言

(永正三)
卯月廿六日

(大内)
義興 判

平賀尾張守殿

右文書の括弧内は編者の注記で、紀年の「永正三年」は間違いである。それはこの文書の末尾に収録された「平賀氏系図」の弘保の項に、「永正八年八月廿四日將軍義尹公自丹波州伐入京都之時、於船岡山被疵、依戦功無比類、任尾張守、頂戴御感状、有大内殿副状」とあつて、平賀弘保の尾張守叙爵は同八年の船岡山合戦の後であることを知らせている。したがつて、右文書の紀年は翌九年以降でなければならず、当然のことながら陶興房が尾張守を称したのも前掲の同八年九月廿三日付の大内義興感状よりはさかのぼらないのである。

(3) 興房の晩年

周防護代に続けて尾張守叙爵は、興房の辿つた人生の軌跡が二人の兄武護・興明とは違つて順調であつたことを知らせている。彼の人となりは寡言にして仁義忠孝、文武兼備の武将であつた。日頃仏乘に意をひそめ禅侶に親しんでいたが、船岡山合戦を終えて郷里に帰ると、永正十年(一五二三)には瑞夢を得て法名を道麟とし、菩提寺である長穂龍文寺の侍衣寮を修築して信衣院に改めたりしている。

しかし、義興、興房主従の時代は戦国の争乱期で、大内氏領国の安芸・備後では義興の京都滞留の間に出雲尼子氏の侵入や安芸分国守護武田氏の勢力挽回の動きがあり、興房の出陣回数も次第に増えて行つた。

大内義興は領国経営が未だ定まらぬまま、享祿元年(一五二八)十二月廿日に死去し、嫡子の義隆が嗣立した。こ

の頃の興房関連史料には「前尾張守」と記されたものが散見する。また、同四年には剃髪して「尾張入道道麟」または「道麟」とも称している。義興の死去を契機に政治の第一線から身を引く決意をしたものと考えられるが、興房にとつて不幸なことは長男の興昌が同二年四月二十三日に死去したことである。六年前の大永三年（一五二三）に父と共に安芸に従軍し、途中病に罹つての死去であつた。系図には享年を二十五歳と記している。

興昌の後は弟の隆房（晴賢）が継いだ。隆房は天文六年（一五三七）に十七歳で従五位下に叙され、中務権大輔を称している。父興房が死去したのはこの二年後、つまり同八年四月十八日であつた。法名は大幻院殿透麟道麟といい、彼が父母のために建立した建咲院（新南陽市）と妙壽院（佐波郡徳地町）の二箇所④に宝篋印塔形式の供養塔が遺存している。享年は不明であるが父弘護の没した文明十四年（一四八二）に生まれたとすると、五十八歳の往生であつた。

むすびに

陶氏は大内氏の重臣として、五代盛政以降は周防守護代を世襲し、主家の領国経営に尽力してきたが、盛政の孫弘護が二十八歳の若さで急死したためにその勢力は一時頓挫した。具体的に言えば、弘護が没した文明十四年（一四八二）から彼の三男興房が陶氏当主として周防守護代を回復する永正三年（一五〇六）までの二十四年間が、陶氏にとつてまさに苦難と試練の期間であつた。

ところが、陶氏に対する一般の理解は、弘護の死去後は弟の右田弘詮が後見し無事興房に受け継がれたかの如く、この間のことは余り問題にされていない。つまり、本稿で指摘した武護と興明の存在や彼等が遭遇した事件などは全く等閑視されてきたのである。その原因はすでに本文でも触れたように、世間一般に流布している「陶氏系図」が長男の武護を「早世」、次男の興明を「夭」と記したところに存する。この記述をそのまま受け容れれば弘護以後の陶

氏は三男の興房から筆を起さざるを得ないが、実際に武護と興明の足跡を追うと彼等は元服して実名を名乗り、中務少輔の官途名も称しており、短期間ではあつても陶氏の家督を相続していた事実が判明したのである。

解明された新たな事実や事件を顧みると、これらが陶氏の内訌に止まらず、主家の大内氏や内藤・杉の両氏とも関係していることが知れる。詳しく言えば、富田合戦が起きた明応四年二月十三日の僅か十五日後には内藤氏当主の弘矩と子の弘和が大内義興によつて討たれている。このことを内藤氏譜録では弘矩の項に「明應四年二月廿八日爲陶中務少輔武護、於防府被誅五十歳、其子彌七弘和父与同死」と記し、陶武護の事件が内藤氏父子の死去に絡んでいることを認めている。また、『晴富宿祢記』では大内氏（弘忠）の雑掌競秀軒秀文が語つたこととして、この事件の詳細を次のように述べている。

（明応四年二月）廿八日、内藤肥後守於大内左京大夫入道宅招寄之伐之、（弘忠）自京兆入道息権介等発向之、討内藤子、国々駆動言語道断也（中略）、内藤者宗景僧伐舍弟陶五郎之時令同意、左京兆及此沙汰云々すなわち、陶武護が弟の興明を襲撃した際、内藤氏の当主である弘矩は武護に同意したことが窺われる。そのため弘矩は子の弘和と共に大内氏の誅伐を受けることになつたのである。

明応四年の富田合戦は一見すると陶氏兄弟間の内訌と映るが、事件の根は意外に深く、大内義興・陶興明と陶武護・内藤弘矩同弘和の対立の図式が浮んでくる。大内氏はこの事件が発生する前年に、政弘が中風を再発して義興が後を継いだばかりである。富田合戦がこの大内氏の継嗣問題と関りをもっていることは否定できないであらう。

ともあれ、この明応四年の事件で陶氏は二男の興明が斃れ、長男の武護は富田を出走し行方を晦ました。武護の出走は大内氏の報復を懼れてのことである。何故なら彼が殺害した興明は大内氏によつて陶氏の後継に据えられていた人物だからである。武護は肉親の実弟を手に掛けただけでなく、主君大内氏が下した措置にも叛した重罪人ということになるが、しかしこれは結果論であつて、武護には大内氏への不満が事件発生前にすでに心底にあり、そのために

大内氏の措置を無視し反抗的行為に至ったものと解されるのである。この武護の動きに長門守護代の内藤弘矩が予め同意していたことはすでに述べた如くで、陶・内藤の両氏が大内家臣団の中核にあるだけに背後に潜む問題は大きいのである。したがって、このことの詳細は他の機会に取り上げられることを約し、本稿の擱筆としたい。

註

- (1) 弘護には「三男一女」の計四人の子供がいた。本稿では三人の男子を対象とするので彼等を「三人の遺児」と呼ぶことにした。女子については後述。
- (2) 『近世防長諸家系図綜覧』付録（防長新聞社、昭和四十一年）。
- (3) 『防長寺社証文』（萩藩閥閥録）第四卷、三九五頁。尚 本体の陶弘護肖像画は雪舟の作品とも言われ、室町時代の武将肖像画の逸品として昭和四十九年に国の重要文化財に指定されている。現在は徳山市美術館に所蔵。
- (4) 『山口県文化史』（昭和二十六年）四〇二頁。
- (5) 『山口県史』史料編中世Ⅰ（山口県、平成八年）、一五五頁。
- (6) 『徳山市史』上巻（徳山市、昭和五十九年）、二九二頁。
- (7) 『萩藩閥閥録』第二卷、三八七頁。
- (8) 『益田家文書』五七一―一八（『史料集益田兼堯とその時代』所収、益田市教育委員会、一九九六年）。
- (9) この系図は流布本中の善本で、成立は大内氏盛期の享祿年間（一五二八―三二）頃であろう。「大内氏系図」は義興代まで、「陶氏系図」は興房代までとなっている。（写本は山口県文書館に所蔵）
- (10) 「宇野与一右衛門家文書」（『萩藩閥閥録』第二卷、四七六頁）。
- (11) 同右、四七七頁。
- (12) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』付録所載の「新撰大内氏系図」。
- (13) 『国史大辞典』第五卷（吉川弘文館、昭和五十九年）二一四頁。
- (14) 近藤清石『大内氏実録』（マツノ書店、昭和四十九年復刻）一四二頁。
- (15) 『防長風土注進案』第八卷（山口県立山口図書館、昭和三十九年）六七頁。

- (16) 前掲『山口県史』史料編中世Ⅰ、一六二頁。
- (17) 同書は室町時代の官務、壬生(小槻)晴富の日記。応仁・文明の乱後の公武の動向や社会情勢についての記述に加え、大内氏の京都雑掌競秀軒秀文首座から聞いた大内氏主従の動向などが記されている。
- (18) 前掲『山口県史』史料編中世Ⅰ、三三四頁。
- (19) この供養塔は小宝篋印塔で、昭和六十一年に徳山市下上横矢の地藏堂から発見されている。(拙稿「陶氏供養塔の発見」『徳山大学論叢』第二十九号、一九八八年)
- (20) 島田貫道『防州山口築山屋敷盛衰』(宝暦八年)所収の「大内家譜」など。
- (21) 龍豊寺の開基は陶弘護室の益田氏で武護と興明の生母の咲山妙听大姉である。また、同寺には下上横矢で発見された興明の供養塔と同じ内容のものが遺存している。
- (22) 前掲『益田家文書』六四。
- (23) 弘護の遺児「三男一女」の一女について、前掲の「新撰大内氏系図」には「宗像大宮司氏定妻興氏母」と注記しているが、益田氏側の史料によると弘護の娘は益田宗兼に嫁している。
- (24) 「氷上山興隆寺文書」(『防府史料』第五輯、防府史料保存会、昭和三十七年)。
- (25) 『防長寺社由来』第六卷(山口県文書館、昭和六十年)二七九頁。
- (26) 大内政弘が死去するのはこの年(明応四年)九月十八日であるが、政弘は前年に中風を再発し、代わって義興が家督を継いだ。
- (27) 前掲『萩藩閥閥録』第一卷、八三五頁。この文書は年次を欠いているが、文中に「左京大夫得此旨、可申之由候」と、義興が政弘の内諾を得て出している。政弘が病氣中の明応四年のものと見て間違いない。
- (28) 注(20)参照。
- (29) 前掲『萩藩閥閥録』第四卷、四一頁。
- (30) 「防長寺社証文」(『萩藩閥閥録』第四卷、四三三頁)。尚、この文書には「中務少輔」とあるだけで興房の署名は無いが、翌三年七月廿四日付の仁保家古証文などには「中務少輔興房」の署名と在判が残されている。(『防長風土注進案』第十三卷、一八五頁)
- (31) 田村哲夫「守護大名「大内家奉行衆」(『山口県文書館研究紀要』第五号、昭和五十三年)。

- (32) 『徳山市史史料』上巻、一一頁、『新南陽市史』(昭和六十一年)二二七頁。
- (33) 前掲『新南陽市史』二二六～七頁。
- (34) 前掲『萩藩閩閩録』第三巻、一五九頁。この文書の宛名について編者の永田政純は「充所切テ無之」と注記し、括弧して内藤興盛の名前を記している。
- (35) 壽像賛には「不_レ謬_二府君入幕賓_一、相公封以_二尾州爵云々_一」とある。(前掲『萩藩閩閩録』第四巻、四一三頁)
- (36) 前掲『萩藩閩閩録』第三巻、六六四頁。
- (37) 「陶興房壽像賛」(『萩藩閩閩録』第四巻、四一一頁)。
- (38) 同右。
- (39) 佐波郡松崎天満宮の享祿二年棟札や同二年二月十日付文書など。
- (40) 前掲『大内氏実録』二三四頁。
- (41) 徳山市上下横矢の海印寺に興昌の供養塔が保存されている。小宝篋印塔の塔身には「春翁透初_(年次)享祿二六月十二日」と興昌の法名と紀年が記されている。興昌の死去後四十九日目の造立である。(『徳山市社寺文化財調査報告書』一五一頁、平成三年)
- (42) 山科言繼『歴名土代』(『山口県史』史料編中世I、六一六頁)。
- (43) 播磨定男監修『防長の歴史研究』第一集(昭和五十二年)五〇頁。
- (44) 前掲『萩藩閩閩録』第三巻、一七〇頁。
- (45) 前掲『山口県史』史料編中世I、三二四頁。
- (46) この点については前掲の拙稿「陶氏供養塔の発見」ですでに指摘した。

△付記▽

本稿は陶氏研究会の月例報告会での発表をまとめたものである。席上、同研究会員の和田秀作(山口県文書館)、藤井孝純(徳山市役所)、森重祥子(徳山市美術博物館)の各氏から史料の提供及び種々の御教示を賜わった。記して感謝の意を表したい。